

第一案

- 一、半ヶ月ノ稼高三拾円ノ清サレ時ハ喰ツナギ不足金額ヲ前借西安ス
- 一、不足金額支払方法ハ半額掛引ニテ株金八月宛半ヶ月ニ分金テ返済スレユト
- 一、工賃ハ山乃友輝工場並ニスルコト

第二案

- 一、休業セシメラレタル場合ハ即時手當トシテ金八十先ノ支給ヲ要求ス

以上

別記四

公約

- 一、休業手當トシテ金七十五先ヲ支給ス、但シ公休日ノ外二日間ヲ除クコト
- 一、工賃ハ山乃工場並ニスルコト
- 一、東レ三十日ニ仕事高ノ外金十円ヲ貸與ス
- 但シ支拂方法ハ九、十、十一、ノ三ヶ月ヲ支拂フコト、但シ連帯責任タルコト
- 一、生活待遇、糊待、形待、模様待ハ半日以上ノ時ハ一日間ノ休業ト認ムルコト

労秘第二一三七号

昭和五年七月七日

警視總監 丸山鶴吉

5.7.81
1369

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長官 吉田 茂 殿

各府県 長官 殿

北海道 函館 大阪 神戶 東京 兵庫 京都 奈良 和歌山 徳島 高松 香川 岡山 広島 山口 愛媛 高知 福岡 佐賀 長門 熊本 鹿兒島 鹿児島 沖縄

富士瓦斯紡績株式會社 勞働爭議解決ニ関スル件

要旨 日協調會添田理事 斡旋ニテ折衝中ニ至本月四日調解決セリ

標記勞働爭議ニ関シ管下協調會理事添田敬一郎ハ本月一日以來
 勞資間ヲ斡旋シ調停ニ努メ居タルカ本月四日更ニ今所ニ於テ調
 停者側添田理事橋本勞働課長廣池參事會社側ヨリ後藤取締役山
 田勞務課長湯川川崎工場長井上人事主任 爭議因側ヨリ松岡駒吉